監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、総務部(秘書課、 総務課、財政課、課税課、収納課、市民課、契約管理課)、議会事務局、会 計課並びに監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定によ り、別紙のとおり公表する。

平成18年12月27日

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 橋 本 幸 夫

同 小川三郎

1 監査の実施日

平成18年11月13日(月)

2 監査の対象

総務部(秘書課、総務課、財政課、課税課、収納課、市民課、契約管理課)、 議会事務局、会計課及び監査委員事務局に係る事務の処理状況及び歳入歳出 予算の執行状況。

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理はおおむね適正に行われているものと認められる。

なお、市議会政務調査費に関して、昨今、全国の一部自治体において議会 政務調査費の不適切な支出が問題となっているが、敦賀市議会においては、 より市民の理解と信頼を得られるよう、常に政務調査費の厳正な執行に努め るとともに、調査研究の成果を市政に十分反映されたい。

5 各課等の予算執行状況は別表のとおりである。(添付省略)